

令和８年度 合同立入・巡回啓発活動実施要領

1 趣旨

県、県教育委員会、県警察本部が実施する「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づく立入調査と各市町村が実施する巡回啓発活動が連携し、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の点検・浄化活動を推進する。

2 実施期間

令和８年７月～令和９年２月

※ただし、７月の「青少年の被害・非行防止運動」、または１１月の「秋のこどもまんなか月間」において強化月間として集中的に実施したい。

3 実施機関

- 奈良県（教育振興課）
- 奈良県教育委員会（県立教育研究所）
- 奈良県警察本部（少年サポートセンター）
- 各市町村、各市町村教育委員会
- 青少年指導員、少年補導員、青少年健全育成団体関係者、学校関係者、管轄警察署など

4 実施における従事者

県側は知事より指定を受けた立入調査員が対応、市町村側は巡回啓発活動従事者を調整する。

5 対象事業所

興行場（映画館等）、図書類取扱店（書店、ビデオ販売・レンタル店、コンビニエンスストア等）、がん具・刃物類販売店、遊技場（カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、インターネットカフェ等）、リサイクルショップ・質屋、貸金業、図書類自動販売機 等
※携帯電話販売店は対象外

6 実施内容

対象事業所における「奈良県青少年の健全育成に関する条例」遵守状況等を確認し、状況に応じて指導や青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた自主規制の協力要請を行う。

7 留意事項

本活動は、青少年の健全育成を図ることを目的に行われる活動であることから、その活動は、必要な限度に止め、対象事業所（店舗）に無用の負担を強いることのないよう、又、服装、言葉遣い及び態度について相手に不快な印象を与えないよう留意すること。